一時滞在施設への帰宅困難者の受入れ及び
防災関係機関の職員への休憩場所の提供に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「乙」という。）は、千葉市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害が発生した場合」という。）における、乙の所有する施設への帰宅困難者の一時的な受入れ及び防災関係機関の職員への休憩場所の提供について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害対応に対する、乙の協力内容等について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）防災関係機関の職員　災害が発生した場合、その対応に当たる甲又は国や県等からの職員

（４）乙の所有する施設　　千葉市稲毛区穴川四丁目９番１号に所在する「量子科学技術研究開発機構千葉地区」のうち以下に掲げる施設

ア　研修棟１階及び２階　詳細は別紙図面に記載した部分

イ　研究交流施設　　詳細は別紙図面に記載した部分

（協力の要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合において、乙に対して協力を要請する必要があるものと判断した場合には、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合には、乙における業務を継続できる体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の内容）

第５条　乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

（１）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、第２条第４号アに定める乙の所有する施設のうち、乙があらかじめ指定した区画又はその一部の提供及び帰宅困難者への支援

（２）防災関係機関の職員のための休憩場所（以下「休憩場所」という。）として、第２条第４号イに定める乙の所有する施設のうち、乙があらかじめ指定した区画又はその一部の提供

（一時滞在施設としての施設の提供及び公表）

第６条　乙は、甲の要請に基づき、乙の所有する施設の安全を確認し、かつ一時滞在施設として受入れが可能であると判断した場合には、当該施設を帰宅困難者に対して提供するものとする。

２　乙は、前項に基づき一時滞在施設を提供する場合には、次の各号に掲げる帰宅困難者への支援を可能な範囲で行うものとする。

（１）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

（２）トイレ、水道水、冷暖房の提供

（３）飲料水、食料、アルミ毛布、及び簡易トイレ等甲から提供される支援物資の配布

（４）トイレ及びごみ処理等の衛生管理

（５）道路状況、鉄道の運行状況等甲から提供される情報の伝達

３　第１項に基づく受入れ可能人数は乙が定めるものとする。

４　第１項及び第２項の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から３日間とする。

５　甲は、乙の同意を得て、第１項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を公表できるものとする。

（休憩場所としての施設の提供）

第７条　乙は、甲の要請に基づき、乙の所有する施設の安全を確認し、かつ休憩場所として利用が可能と判断した場合には、当該場所を防災関係機関の職員に対して提供するものとする。

２　前項の提供期間は、原則として１か月間とする。但し、甲が提供の延長を希望する場合は、その期間内に甲から乙に申請するものとし、乙が決定する。

３　第１項に基づく受入れ可能人数は乙が定める。

（被害情報の収集・伝達）

第８条　甲及び乙は、災害が発生した場合には相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

２　甲及び乙は、災害が発生した場合に速やかに連絡をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（受入れの解除及び提供施設の閉鎖）

第９条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受入れを解除し、第６条第１項又は第７条第１項に基づき乙が提供した施設を閉鎖することができ、かつ帰宅困難者及び防災関係機関の職員の退去を求めることができるものとする。

（１）公共交通機関の運行再開等により、甲が一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）非常用電源の燃料の枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、乙が一時滞在施設及び休憩場所として運用することについて困難と判断した場合

（３）乙が、提供する施設の安全点検を実施した結果、当該施設の安全を確保できないと判断した場合

（４）乙が国の指定公共機関等として果たす責務に干渉する場合

（５）その他甲乙が協議の上、一時滞在施設又は休憩場所を閉鎖する必要があると認めた場合

（損害の対応及び賠償）

第１０条　乙が提供した一時滞在施設又は休憩場所において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第１１条　乙は第６条及び第７条に基づき実施した施設の提供及び支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（平時における訓練等）

第１２条　乙は、災害が発生した場合に第６条から第８条までに掲げる対応を迅速に図れるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

２　甲は、乙が第６条から第８条までに掲げる対応ができるよう、平時に実施される物資の配備や訓練等において、支援するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限及び更新）

第１４条　本協定の有効期限は協定締結の日から令和８年３月３１日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからも本協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　８年　１月１６日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　神　谷　　俊　一

乙　千葉市稲毛区穴川四丁目９番１号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
千葉管理部長　嘉　指　忠　宏